

令和8年2月市議会 教育厚生委員会資料

第36号議案 長崎市立保育所条例及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の一部を改正する条例

【目次】	ページ
1 条例改正の背景及び本市の考え方について	2
2 改正内容等について	2
3 施行期日	2
4 新旧対照表	3～6

こども部

令和8年2月

1 条例改正の背景及び本市の考え方について

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、子ども・子育て支援法の一部改正により令和7年度に制度化され、令和8年度から新たな給付制度として全国の自治体で本格実施される。長崎市立の保育所及び長崎幼稚園においても、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、利用料など関係条文を整備するもの。

2 改正内容等について

(1) 改正する条例

- ア 長崎市立保育所条例
- イ 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例



(2) 改正内容

ア 乳児等通園支援事業の実施に当たり、保護者等が負担する乳児等通園支援に係る利用料（以下「利用料」という。）の額及び納入期限を次のとおり定める。【(1)のア・イに共通】

利用料の額	1人1時間につき300円
利用料の納入期限	乳児等通園支援を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日

3 施行期日

令和8年4月1日

【参考】制度の概要

実施施設	市立保育所（3施設）と市立認定こども園（1施設）の計4施設 私立保育所等（先行実施8施設とR8から実施8施設の計16施設）
利用対象	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までのこども
利用可能時間	こども1人1月あたり10時間（上限）
利用者負担額	こども1人1時間あたり300円（標準）※各施設で設定

4 新旧対照表

(1) 長崎市立保育所条例

改正後	改正前
<p>○長崎市立保育所条例</p> <p>（保育料等の徴収）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 市長は、乳児等通園支援を受けた者の保護者又は扶養義務者から、その乳児等通園支援に係る費用（以下「利用料」という。）として、1人1時間（乳児等通園支援を利用した時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。）につき300円を徴収する。</u></p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 延長保育料<u>又は利用料は、延長保育又は特定乳児等通園支援</u>を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、延長保育料、<u>利用料</u>又は食事の提供に要する費用を延納させ、又は分納させることができる。</p>	<p>○長崎市立保育所条例</p> <p>（保育料等の徴収）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 延長保育料<u>は、延長保育</u>を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、延長保育料又は食事の提供に要する費用を延納させ、又は分納させることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(保育料等の返還)</p> <p>第7条 既納の保育料、延長保育料、<u>利用料</u>又は食事の提供に要する費用は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これらの全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、延長保育料、<u>利用料</u>又は食事の提供に要する費用を減免することができる。</p>	<p>(保育料等の返還)</p> <p>第7条 既納の保育料、延長保育料又は食事の提供に要する費用は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これらの全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、延長保育料又は食事の提供に要する費用を減免することができる。</p>

(2) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

改正後	改正前
<p>○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 長崎市立認定こども園長崎幼稚園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(保育料等の徴収)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、乳児等通園支援を受けた者の保護者又は扶養義務者から、その乳児等通園支援に係る費用(以下「利用料」という。)として、1人1時間(乳児等通園支援を利用した時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。)につき300円を徴収する。</u></p> <p>(保育料等の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 預かり保育料、延長保育料、<u>利用料</u>又は預かり保</p>	<p>○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 長崎市立認定こども園長崎幼稚園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(保育料等の徴収)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(保育料等の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 預かり保育料、延長保育料又は預かり保育副食費</p>

改正後	改正前
<p>育副食費は、預かり保育、<u>延長保育又は乳児等通園支援</u>を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料、<u>利用料</u>、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を延納させ、又は分納させることができる。</p> <p>（保育料等の返還）</p> <p>第7条 既納の保育料、預かり保育料、延長保育料、<u>利用料</u>、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これらの全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（保育料等の減免）</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料、<u>利用料</u>、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を減免することができる。</p>	<p>は、預かり保育 <u>又は延長保育</u> を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を延納させ、又は分納させることができる。</p> <p>（保育料等の返還）</p> <p>第7条 既納の保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これらの全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（保育料等の減免）</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を減免することができる。</p>